

第 3 回

浜坂町・温泉町

合 併 協 議 会 会 議 録

平成 15 年 12 月 17 日

浜坂町・温泉町合併協議会

第3回浜坂町・温泉町合併協議会 会議録

日 時 平成15年12月17日(水) 午後1時30分

場 所 浜坂町多目的集会施設 2階ホール

出席者

協議会委員(計20名)

浜坂町	浜坂町	温泉町	温泉町
中村政行	木谷重幸	馬場雅人	朝野美喜代
丸山諄二	熊本恭乃	松元襄司	岡田衆二
小林俊之	中井登	田中要	田中董
田中満穂	中田雄久	西脇明	中井祥三
田村昭	西垣晋輔	西村公子	中井功

顧問(計1名)

兵庫県県会議員
丸上博

幹事会(計6名)

浜坂町	温泉町
脇本松夫	北村繁行
岡村克巳	竹中洋二
田中雅樹	谷口賢人

事務局(計6名)

阪本晴良	太田洋二
西村大介	宮脇美智子
西村徹	川崎晴人

欠席者

なし

第3回浜坂町・温泉町合併協議会

日 時：平成15年12月17日（水）

場 所：浜坂町多目的集会施設2階ホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

（1）報告事項

報告第10号 浜坂町・温泉町合併協議会監査に関する要領について

報告第11号 専門部会の体制について

報告第12号 新町の将来像等検討のための基礎調査について

（2）協議事項

協議第14号 財産の取扱い（その1）について

協議第15号 条例、規則等の取扱いについて

協議第16号 一部事務組合等の取扱いについて

協議第17号 慣行の取扱い（その1）について

協議第10号（継続） 新町の事務所の位置について

協議第11号（継続） 新町の名称について

5 その他

（1）第4回協議会の開催について

日時 平成16年1月21日（水）13：30～

場所 温泉町夢ホール

協議事項

- ・地方税の取扱いについて
- ・一般職の職員の身分の取扱いについて
- ・特別職の身分の取扱いについて
- ・新町建設計画（その2）について

6 閉 会

阪本事務局長 では、ただいまから第3回浜坂町・温泉町合併協議会を始めさせていただきます。

松元議長様、よろしくお願いいたします。

松元議長 本日は、皆さん、御苦労さんでございます。きょうは、各町議会では定例会が終わったとこ、それから最中のとこということでございましたが、暮れが迫って、皆様方も傍聴者の方々も皆さん、お忙しさが増してることと思います。1回、2回とこの合併協議会も進みまして、それぞれの町でまたお話し合いがあったり、いろんな住民の方々の声もあったかと思えます。どんな名前になるだろうとか、庁舎はどこになるだろうとか、いろんな声がやはり住民から出てきてまいっております。継続として、きょう議題にもまた上げておりますが、いいお考えがまとまりますようお願いしたいところでございます。また、3回目ということですので、さらに話が進みますことをきょうお願いしたいと思えます。

日和もきょうはいい日差しが差してるようでございます。季節の時期が何か少しおくれとるような気もしますが、我々の合併協議会もおくれを取り戻す意味でも、天候と同じようにおくれを取り戻して、いい日差しが差すようお願いしたいところでございます。本日、またどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会長あいさつ、よろしくお願いいたします。

中村会長 皆さん、こんにちは。第3回の浜坂町・温泉町合併協議会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

早くも12月が半ばを過ぎ、刻一刻と今年も歳末が押し迫っております。本日は丸上顧問を初め、協議会の委員の皆さんには季節柄何かと御繁忙の中、お繰り合わせ、全員御出席をいただきまして本協議会が開催をいただきますことを、衷心より感謝とお礼を申し上げます。

また、ちょっと気になっておりました矢田川3町、美方・村岡・香住町の合併協議会も一昨日から発足スタートということが報道もされましたし、24日の日に第1回協議会が開催をされるというふうに聞いております。特に広域行政で重要な関係を持っておりますし、今後もさらなる連携が必要の協議会でありますだけに、今後お互いに目標に向かって大きく進展を図らねばというふうに存じております。本日の協議事項につきましては後ほど御提案を申し上げますが、今年最後の協議会でもあろうかというふうに存じております。率直な討議の中で、適切妥当な結論を賜りますようお願いを申し上げます。冒頭のあ

いさつにかえさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

松元議長 それでは、ここで、会議の成立について事務局から報告いたします。

阪本事務局長 では、報告を申し上げます。

合併協議会規約第10条第3項の規定によりまして、委員の半数以上の出席で成立することとなりますけども、本日の出席は、顧問の丸上県会議員を初め、委員全員20名の御出席をいただいておりますので、会議は成立していることを御報告申し上げます。

松元議長 それでは続きまして、会議録署名委員の指名の件については、会議運営規程第4条第2項の規程に基づき、議長から指名させていただきます。

浜坂町、小林俊之委員、温泉町、西脇明委員をお願いいたします。

では、議事に入ります。

本日の報告事項の提案をお願いいたします。

中村会長。

中村会長 報告事項の提案説明を申し上げます。

報告第10号は監査に関する要領について、報告第11号、専門部会の体制について、報告第12号、新町の将来像等検討のための基礎資料調査について、以上3件の報告を御提案申し上げます。

内容につきましては後ほど事務局長に詳細に説明をさせますので、御審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

松元議長 では、ここで報告第10号（継続）監査に関する要領についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局。

阪本事務局長 1ページをお開きいただきたいと思います。報告第10号、浜坂町・温泉町合併協議会監査に関する要領について。浜坂町・温泉町合併協議会監査に関する要領について報告する。平成15年12月17日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

浜坂町・温泉町合併協議会監査に関する要領について。浜坂町・温泉町合併協議会監査に関する要領を別紙のとおり定めたので報告する。平成年月日承認。

2ページをお願いいたします。監査に関する要領でございますけれども、規約第14条で監査について規定をしておりますけれども、この監査の根拠や方法について規定するものでございます。

第1条には趣旨を掲げてございます。第2条は定例監査は毎年1回以上行う。2項につ

いては、監査を行うときはあらかじめその日時を会長に通知しなければならないというふうに規定をしております。第3条には臨時監査の規定を設けております。第4条は出納検査の件でございますけども、出納検査は年3回、3月、7月、11月に行うものとする規定をしております。第5条には決算審査の件でございますけども、監査委員は決算及び証書類が審査に付されたときは、30日以内に意見をつけて会長に送付しなければならないということを規定をいたしております。第6条は委任規定でございます。附則といたしまして、この要領は平成15年12月8日から施行すると定めております。この日はちょうど幹事会を開催して、幹事会の中で御承認をいただきましたのでこの施行日といたしておるところでございます。以上でございます。

松元議長 説明は終わりました。

質疑に入ります。報告第10号について御質問のある方は、挙手をお願いいたします。なお、発言をされる方は、町名、氏名を言ってから発言をお願いいたします。質疑いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 では、質疑がないようでございますので、報告第10号は、御承認いただいたものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 ではそのように、原案のとおり御承認いただいたものと決定いたします。

次に、報告第11号、専門部会の体制についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 3ページをお願いいたします。報告第11号、専門部会の体制について。専門部会の体制について報告する。平成15年12月17日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

専門部会の体制について。専門部会の体制を別紙のとおり決定したので報告する。平成年月日承認。

4ページでございますけれども、第1回の協議会で確認いただきました10の専門部会につきましてそれぞれ役員を決定し、この名簿の体制で所管事務に掲げております事務事業の調整作業の責任をとっていただくことになりましたので御報告申し上げます。

正副部長は両町それぞれ5名ずつとなっております。なお、この表には部会員を課長職

しか記載しておりませんが、実務担当者も担当する会議には出席し、協議に加わっていただきます。内容につきましては、それぞれ御清覧賜りたいというふうに思います。以上でございます。

松元議長 説明は終わりました。

質疑に入ります。報告第11号について質疑のある方は、挙手をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 ないようですので、報告第11号は御承認いただいたものとして決定してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 異議なしと認め、原案のとおり御承認いただいたものと決定いたします。

次に、報告第12号、新町の将来像等検討のための基礎調査についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 では、5ページをお願いいたします。報告第12号、新町の将来像等検討のための基礎調査について。新町の将来像等検討のための基礎調査について報告する。平成15年12月17日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

新町の将来像等検討のための基礎調査について。1つ目でございますけども、新町の将来像等検討のための合併関係2町の状況資料ということが1点でございます。2点目につきましては、新町の将来像等に関するシートの取りまとめということでございます。3点目につきましては、新町まちづくり計画の協議スケジュールと内容についてということで、以上3点につきましては、今後の建設計画を策定するための参考資料等を担当の西村主幹の方から御報告申し上げます。

松元議長 では、続いてお願いします。

西村主幹兼計画係長 失礼します。それでは、私の方からきょうの協議会資料、また別冊資料でもって説明をさせていただきたいと思っております。

前回、第2回の協議会におきまして、新町まちづくり計画策定の基本的考え方について御確認をいただいたところですが、新町の将来像等の検討におきましては、その前提としまして、1つには2町の総合計画、2つ目には合併関係2町の状況データ、3点目には住民、中高生アンケート、また委員のアンケートなどの基礎調査によりまして、その

情報を協議会の委員全体で把握しまして共有することが必要であります。つまり、これらの裏づけデータをもとにしまして、将来像等を検討、協議してまちづくりの計画を策定しまして、住民に新町の将来に対するビジョンを与えていく必要があります。ついては、今回は、まず別冊でありますけれども、2町の基礎データの状況、そして前回、委員の皆さんにお願いしましたアンケートについてまず報告をさせていただきたいと思います。

それでは、別冊の資料1をご覧ください。なお、この合併関係2町の状況資料でありますけれども、資料表紙の表題に上げておりますけれども、この資料の目的は、新町の将来像等検討のために必要な一定のデータをまとめたものでございまして、合併に係るあらゆるデータを網羅して資料集を作成しようという趣旨ではありません。きょうの議案にもありますように、協定項目の事務事業の一元化による各種データにつきましては、今後、詳細なデータが順次、提示されることとなりますので、この点御理解をいただき、ご覧をいただきたいというふうに思います。

それではまず、別冊の資料1の方でありますけれども、ちょっとボリュームがありますので、かいつまんで説明をさせていただきたいと思います。

2ページをお開きください。2ページにつきましては、人口等がデータとしてしてありますけれども、平成14年につきましては兵庫県推定人口で、2町合わせまして1万7,922人ということになっておりますけれども、コーホート法によりまして将来の推計人口を出してみますと、平成22年には1万6,562人、そして平成42年には1万2,238人まで減少するというふうな推計がありますけれども、実際のこのまちづくり計画におきます目標人口につきましては、今後、コーホート法といいましてもいろんな型がありますので、それによりまして目標人口を設定していきたいというふうに考えております。

それでは、ちょっと飛ばしていただきまして5ページですけれども、この2町の平成12年国調時の高齢化率27.1%であるんですけれども、県内では、郡部の平均としましては22.1%ということで、平均よりもかなり高い高齢化率ということが言えます。そして、ちょっと戻りますけれども、4ページにつきましては推計の高齢化率ということで、平成42年には、両町合わせまして40%近い高齢化率になるということが予想をされております。

ちょっと飛ばしますけれども、9ページにつきましては、出生・死亡の関係ですけれども、平成元年に出生と死亡が逆転をいたしまして、死亡の方が多いというのがだんだんと広がってきているという状況であります。

次に、12ページをお開きください。12ページにつきましては、2町の面積を示させていただいております、241キロ平米ということなんですけれども、この面積につきまして、近隣の合併協議会との比較を上げさせていただいておりますけれども、ほかの合併協議会に比べればかなり面積は小さいということで、コンパクトな行政区域ということが言えようかと思います。

次に、ページですけれども16ページ、こちらは産業活動ということで、産業分類構成比を上げておりますけれども、これを見ていただきますと、北但馬地域に比べると第1次産業が多いという傾向があるわけですが、5町のデータからいいますと、記載はしておりませんが5町では14.9%ありましたので、それに比べれば第1次産業少なくて、第3次産業につきましても5町が52.7%出ましたので、それに比べれば第3次産業も多いということが言えます。

ちょっと飛ばしていただきまして20ページ、就業の関係でありますけれども、これは他市町への通勤者のデータでありますけれども、これでいきますと浜坂、温泉の両町での行き来がかなり高いということが言えるわけですが、次に多いのが鳥取市ということで、5町に比べますと、鳥取市との関係ということが明確になってくるということになります。

次から、事業所統計とか工業統計、商業統計の関係がありますけれども、これらにつきましては事業所または従業者数の減少ということで、働く場が若干少なくなってきたという傾向があるかと思います。

28、29は水産業と肉用牛の関係でありますけれども、きょう、29ページについては、新たにちょっと差しかえで子牛の競り市の販売高を入れさせていただきました。

続きまして、若干飛びますけれども、34ページの関係につきましては観光のデータを示させていただいております、宿泊別に見ますと、当然ですが、温泉町は宿泊客が多い。四季別に見ますと、浜坂町は夏が多くて、温泉は秋、冬が多いというふうなことで、目的につきましては、温泉というのが目的としてトップになっているということでございます。

続きまして、38ページですけれども学校教育ということで、幼稚園から高校までのデータをしてますが、浜坂町の場合は、16年度には4校に統合予定ということがあります。

次に、41ページからは、先ほど言いましたように行政水準・サービスの関係ですけれ

ども、これらにつきましては今後一元化で詳しいデータが出てくるということで、ちょっと省略をさせていただきたいと思います。

ちょっと飛びまして50ページ、財政状況の関係ですけれども、ここでは14年度決算で普通会計ベースの決算状況を出させていただいております。財政指標の中で経常収支比率が70%程度が妥当な中で、両町とも86%ということで硬直化が進んでおりますし、起債制限比率につきましては浜坂町が12.2で、温泉町が10.3、それから財政力指数につきましては、1に近いほどいいわけですけれども、浜坂町0.297、温泉町が0.254ということでありまして、相対的に評価するために、51ページには但馬全体の財政力指数を上げさせていただいております。必ずしも財政力指数は人口に比例してないということで、朝来、生野、城崎につきましては、人口は少ないけれども財政力指数は高いというふうなことで、浜坂、温泉の場合につきましては10番目、12番目ということで、交付税に依存しているというふうなことがわかると思います。

あとちょっと飛びますけれども、53ページにつきましては、特例法に基づきます財政支援の関係の金額等を示させていただいております。

以上で2町の状況資料についての説明を終わりたいと思います。

次に、資料2ということで、6ページをご覧ください。協議会資料のもとの方の議案の方をお開きください。

前回の協議会で、委員の皆さんにシートの作成ということで、お忙しい中、御協力をいただきましてありがとうございました。シートをまとめるに当たりましては、同一の項目があった場合につきましては一つにまとめるようにしましたけれども、できるだけ原文を損なわないように掲載をするようにいたしました。シートにはきょう上げております4点のほか、その他意見というのもあったんですけども、このまとめからは本日は割愛をさせていただきます。

6ページにつきましては2町の問題点・課題ということで、2町に共通する課題と2町それぞれの課題ということでまとめておりますけれども、2町共通のものとしましては、先ほど状況資料で見ましたように、人口の減少、少子高齢化、それから働く場所がない、財政の厳しさというふうなことが上げてあります。

次に、8ページの関係ですけれども、2町の資源・売り物・自慢ということで、これも2町の共通のもの、例えば2町融合の海・山・温泉というふうなことが上げてありますし、浜坂、温泉につきましては、浜坂が海、それから先人の関係、それから温泉町につつまし

ては山とか、それから温泉というふうなことが中心に上がっております。

次に、9ページでありますけれども、合併による期待と不安ということで、期待するものとしましては観光というものもかなり多く上がってますし、行財政、それから兵庫県の西の玄関口の町としての役割というふうなことが上がっておりますし、不安としましてはコミュニティーの低下、それから周辺として寂れないかというふうなことが上がっております。

それから、4点目の地域の将来像、キャッチフレーズでありますけれども、5町の協議会の折に、キャッチフレーズ、海、山、温泉というふうなことが委員の皆さんにもかなり定着をされている面がありまして、かなり海、山、温泉というふうなことが記載をいただいております、そのほかにも自然、資源というふうなことが上げられております。

それでは最後に、3点目の資料3ということですが、10ページを見ていただきたいと思います。この資料で、今後の協議スケジュールということで6月までの協議会の議題を記載しまして、まちづくり計画全体の協議日程を表にさせていただいております。一番下に欄外に記載しておりますけれども、進捗状況によっては会議の回数の変更というものもあるかというふうに考えておりますけれども、6月までには新町まちづくり計画をまとめるというふうなことが必要でありますので、御理解と御協力をお願いしたいと思います。

11ページにつきましては、前回、協議会資料として出させていただきましたスケジュールですが、8月、9月に合併協定書の決定、それから協定書調印、町議会の議決というものを8月、9月に入れさせていただいて、改めてスケジュールを出させていただいております。

ちょっと時間の関係ではしよった説明になりましたけども、以上で報告第12号、新町の将来像等検討のための基礎調査についての報告とさせていただきます。

松元議長 説明は終わりました。

報告第12号について質問のあります方は、挙手をお願いいたします。ありませんか。

〔質疑なし〕

松元議長 ないようですので、報告12号は、御承認いただいたものとして決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 御異議なしといたします。御承認いただいたものと決定いたします。

続きまして、協議事項に入ります。

協議事項の提案説明をお願いいたします。

中村会長。

中村会長 それでは、協議事項の提案説明を申し上げます。

協議第14号、財産の取扱い(その1)について、協議第15号、条例、規則等の取扱いについて、協議第16号、一部事務組合等の取扱いについて、協議第17号、慣行の取扱い(その1)について、協議第10号(継続)の新町の事務所の位置について、協議第11号(継続)の新町の名称について、以上の6件の御提案を申し上げます。

後ほど事務局長に内容の朗読説明をさせますので、御審議の方、よろしく願いをいたします。

松元議長 では、協議第14号、財産の取扱い(その1)についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 では、12ページをお願いいたします。協議第14号、財産の取扱い(その1)について。財産の取扱い(その1)について提出する。平成15年12月17日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目は5番目でございます。財産の取り扱い(その1)について。2町の所有する財産、公の施設及び債権・債務はすべて新町に引き継ぐものとするという方針でございます。この件につきましては財産区が調整ができなかったために、次回以降にさせていただいております。

めくっていただきまして、13ページの方をお願いいたします。最初に、訂正を1件だけお願いしたいと思うんですけども、枠の2行目の末尾に「財産区」ということがありますけども、先ほど申し上げましたように、財産区につきましては次回以降ということにさせていただきますとりますので、抹消していただきますようによろしく申し上げます。それが14ページと、あと19ページから24ページまで同じようにありますので、抹消していただきますようによろしくをお願いいたします。

それでは、13ページございますけども、5の財産の取り扱い(その1)でございますけども、1番の課題、問題点等でございます。合併前の市町村が所有していた財産(土地、建物、債権、債務等)は、新たな市町村の一体性の観点から、また公の施設を共有して使用できるという住民にとって大きなメリットとなることから、すべて新市町村に引き継ぐ

のが通例でございます。この場合、負の財産も引き継ぐこととなりますけれども、合併前の負債の処理につきましては、基金積立金等の減少、また新市町村の財政状況に影響を大きく与える場合があることから、他の合併市町村、いわゆる相手方と十分な協議を行う必要があります。なお、一部事務組合に係る財産につきましては、合併協定項目14の一部事務組合等の取り扱いにおいて調整することにいたしております。

2番目の事務事業現況比較表（総括）でございますけれども、これは平成15年の3月31日現在のものでございます。それぞれ項目ごとに主な財産、債務、浜坂町と温泉町というふうな区分で掲載をさせていただいております。

細目につきましてはそれぞれ14ページからありますので、まず14ページの方をごらんいただきたいというふうに思います。ここで、2の1ということで公有財産を掲げてございます。項目別に行政財産と普通財産とに区分をいたしております。土地につきましては、浜坂町で32万8,609平米ということが行政財産となっておりますし、建物につきましては合計で7万3,436平米、温泉町は土地が40万4,006平米ということで、建物につきましては6万3,327平米ということでございます。その上に、その他の施設ということにつきましては、また後ろのページにそれぞれ、15ページ、16ページ、18ページまでですか、の関係で掲載をさせていただいております。普通財産の方につきましては、浜坂町が土地が402万4,606平米でございますし、建物につきましては1,064平米、温泉町につきましては土地が329万6,420平米ということで、建物が419平米というふうなことでございます。

めくっていただきまして、先ほど申しました行政財産のその他の施設の内訳ということで、15ページの方に掲げてございます。行政財産はここに掲げてありますように、浜坂町の分でございますけど、19項目で14万7,000平米というふうなことです。建物につきましては3万4,000平米というふうなことで掲げてございます。右側の16ページでございますけども、普通財産ということで、土地につきましては45件で21万平米ということ、それから建物につきましては953平米というふうなことです。それから、その下に役場の駐車場ということで、賃貸財産ということで1,241平米ほどを、これは借り受けた財産だと思っておりますけども、掲げてございます。

それから、17ページでございますけど、これは温泉町の分でございます。行政財産といたしまして、18ページのところにありますけども、総計といたしまして60件で11万5,939平米、建物につきましては2万1,309平米ということです。普通財産が

雑地ということで22万9,958平米ありますけども、これは畑ヶ平の農地造成とか、青下、花口の旧の貯木場とかがあるようでございます。

めくっていただきまして19ページでございますけども、2の2ということで、有価証券及び出資による権利ということでございます。浜坂町におきましてはトータル28件で約2億円、温泉町につきましては27件で約1億7,100万円ほどとなっております。

それから、20ページにつきましては、2の3ということで基金を掲げてございます。土地開発基金が浜坂町では1億9,200万程度、それから温泉町では合計で1億400万程度ということになっておりますし、財政調整基金の方は浜坂町は1億3,400万程度、温泉町が4億7,300万程度と、合わせて6億700万程度が財政調整基金でございます。その下には減債基金ということで、浜坂町、温泉町それぞれ合わせまして4,600万円程度の金額を掲げてございます。

次に、特定目的基金とその他の特定目的基金、それから普通会計外基金ということで掲げてございます。基金のトータルを総合しますと、浜坂町が14億3,000万程度、それから温泉町が19億8,600万円程度と、合わせて34億1,700万程度という数字になっております。特に浜坂町は下水道といいますが、生活排水関係の4事業の基金で7億7,000万程度の基金がございますし、温泉町は庁舎の建設基金が7億4,000万程度というふうなものが目立つ基金ではないかというふうに思っております。

それから、21ページの方をご覧いただきたいと思っておりますけども、2の4ということで、債務をここには掲げてございます。地方債ということで一般会計を、上欄にありますけども、この中で大きなものとしたしましては浜坂町、温泉町でも臨時地方道整備事業債というのが浜坂町では13億、温泉町でも9億2,000万というふうな金額になっておりますし、それから義務教育施設整備事業債というのが浜坂町で8億2,200万程度、温泉町でも9億5,500万程度というふうな数字になっております。それから、温泉町は過疎債がきくということで、過疎対策事業債ということで21億5,900万の数字が上がっております。浜坂町の方では公共用地先行取得等事業債というのが5億1,500万というふうなことで上がってます。一般会計の小計でいきますと、浜坂町が68億6,800万程度、それから温泉町が60億4,900万円程度というふうな数字で、合わせて129億1,000万程度の一般会計の地方債でございます。

次に水道特別会計、それから下水道、それから病院というふうなことで掲げてございますけども、水道につきましては浜坂町は1億8,000万程度ですけども、温泉町では1

2億1,000万というふうな形ですし、下水道の方でも浜坂町は73億8,000万の基金ですし、温泉町は30億8,700万というふうなことです。病院につきましても、浜坂病院ですけれども21億の地方債がございます。すべての特別会計と一般会計を合わせたものの合計で、浜坂町が166億程度、温泉町が103億程度の負債がございます。その下には債務負担行為に基づくものの予定の金額を掲げてございます。それから、22ページにつきましては債務負担行為の関係を、浜坂町が10件、温泉町が10件ずつ、それぞれ15年度にといいますか、支出する予定額の債務負担行為をそれぞれ掲げてございます。

23ページをお願いいたします。2の6ということで、公営企業のことを掲げてございます。浜坂町が病院事業、上水道事業、温泉配湯事業という3つの企業会計で行っておりますし、温泉町は水道事業会計ということであります。

固定資産の残額でございますけれども、浜坂病院につきましては約20億の残金がございますし、債務の分として21億1,000万の未償還額があると。上水道につきましては、固定資産の残金が9億5,000万で、未償還額が1億7,000万というふうなことです。それから、配湯事業につきましても、固定資産の残金が6億3,000万、それから未償還額が4,300万というふうなことになってます。温泉町の水道事業の会計につきましては、固定資産の残金が30億程度ということですし、債務の関係の金額が12億1,000万というふうなことになっております。

それから、24ページでございますけれども、ここには2の7ということで、車両等というふうなことで掲げてございます。浜坂町で全体で62台、温泉町では47台の車両関係がございます。一番下に掲げてございますけれども、車両の数は温泉町の方は軽自動車は100万円以下というふうなことで、財産台帳には上げてますけれどもこの表の中には掲げてないというふうなことで記載をさせていただいております。いずれもそれぞれ平成15年3月31日現在の数字でございます。

もう一つ、25ページに財産の取り扱いに係ります調整方針の先進事例を掲げてございますので、またお目通しをいただきたいというふうに思います。以上でございます。

松元議長 それでは、最初に、事務局の方からお手元にあります資料のうち、「財産区」ということをちょっと外してくれということでございます。それで、その1ということになっておりますので了解をお願いしたいと思いますのですが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、確認等いろいろあると思いますので、ページを追ってその確認をしていきたいと思います。

13ページ、14ページで質問ありませんでしょうか。

田村委員。

田村委員 浜坂町の田村です。まず初めに、財産、特に土地のことでお尋ねしてみたいと思います。

本年の3月31日現在で調整をしたものだという説明でございました。土地、建物も含めて、近く処分または移動するものについては、除外をして協議会に諮っていくものか、それともその後に移動のあるものは移動した後で調整をしていくものか、これをお尋ねしてみたいと思います。

それから、それぞれの目的を持って大変苦勞をされて造成された財産、基金でございしますが、2町の長でどういうふうにお話ができるのか、お尋ねもしてみたいと思います。

特に温泉町では庁舎建設の基金ということで、基金の中でも7億という大きな積立金がございます。2町の合併を目前にして、どういうふうな取り扱いがなされるのか、これもお聞きしてみたいと思います。以上、3点。

松元議長 ただいまの質問について、答弁をお願いします。

阪本事務局長 第1点目の件でございますけども、近く処分する分の土地についてはここにどうなっておるかということでございますけども、これはあくまで15年の3月31日現在の土地でございますので、近く処分する分も含まれております。

それで、処分後でございますけども、移動がありましたら、移動のある分につきましては、合併協議会開催中につきましては、開催期間といいますかね、また御報告をさせていただきたいというふうに思います。

馬場副会長 温泉町の庁舎建設基金についての御質問がございましたので、やはり一定の目的を持って積み立てた基金でございますので、その目的を遂行する、具体的に言いますと、例えば庁舎について本庁舎あるいは支所、そういうものの建設あるいはアクセスの整備、そういうものに充当していくことを基本に据えるべきだというふうに思っております。

松元議長 ただいま答弁ありましたが、よろしいですか。

田村委員。

田村委員 それでは、再度、お尋ねをしてみたいと思います。

土地の移動につきましては、これは移動すればお金がついて回ってくると思います。私の町のことを申し上げますと、大学用地が、金額的には大きくはないですが、面積的にはかなりウエートが占めてまいります。ですから、この場で面積が大きな財産があるなと思いながら、後ほどころっと変わってくるというようなことはどうもおかしいじゃないかと私は思います。ですから、近々に見込みっていうか、そういう目的があるものについては含みを持たせての、皆さんに一応認識をしていただくということが大事だないかということをお願いいたします。

それから、温泉町のは町長から、合併論議というのは非常に庁舎を建てる建てない、特に箱物については5町合併のときでもかなり異論がございました。そういうところからすると、今、町長がおっしゃるようなことになると、これもひとつ考えるが一考を要するものじゃないかなというような、私は気持ちが悪くありませんので、再度お尋ねをしてみたいと思います。

松元議長 馬場副会長。

馬場副会長 後段の件についてですけども、実は本庁舎の場所ですね、これはこれから決定するわけでありまして。現在の温泉町の庁舎、昭和8年の建築でありますから老朽化をいたしております。本庁舎の場所の確定、さらには支所というふうなものの確定ですね、こういうものにやはり充当していくのが本来の姿であろうと。一般財源化をして、これを何にでも使っていくというふうな状況にはない、そういう考え方を持つわけでありまして。もちろん新たな施設を建設をする、あるいは既存の建物をリフォームをする、それに対するアクセスの整備ということが当然加わってくるわけでありまして、目的を持った基金として、これは本庁舎の場所等を決定の後に16年度、17年度ということの準備として、この支出をしていくことがいいのではないかというふうに思っております。

松元議長 続いて、事務局、答弁をお願いします。

阪本事務局長 土地の移動について金が動くという……。

松元議長 さっきの質問に対しての答弁してください。

阪本事務局長 土地を今後売買した場合、金が動く部分をどうするかというふうなお尋ねだったと思いますけども、これはそれぞれの町の予算といたしますか、中で決定していただくことになるとは思いますけども、その辺のところにつきましても、今後協議会の中では財政計画なりが出てきますので、そういう部分の中でまた御協議をいただきたいというふうに考えております。

松元議長 田村委員。

田村委員 土地はそのときそのときで考えて、そこで決定だということになるんですが、やはり浜坂町の場合はかなり大きい面積が移動するという、大体そういう私は認識を持っておりますから、それならやっぱり事前にこういうことになっておりますけれども、説明の中に、協議会で浜坂町ではこういうことになるというような含みの説明があつていいじゃないかと、こういうことを申し上げたいと思っております。

それから2点目の、温泉町で苦労して造成したものですから、多く干渉するということについては確かに私は差し控えるべきだという認識は持っております。しかし、合併を目前にして、特に庁舎のことですので、行く行く2町で一つになると、こういうことになる、お金は温泉町で育ててきたものにしても、使うという段になったら総合的な判断の中にひとつ協議の対象にしとくべきだと、こういうふうに私は思っております。今の町長のおっしゃることでしたら、温泉町は自由にここ16年、17年で消化をしていくという前提でおっしゃっておりますので、私はそういうふうに申し上げておきたいと思えます。

松元議長 馬場副会長。

馬場副会長 後段の件につきましてもう一度、庁舎を建設をする、本庁舎の場所というものが決まる、それから支所のあり方というものも当然決まってくる。現有施設というものは温泉町の庁舎は昭和8年建築でありますから、それをこれから、例えば本庁舎、支所としてそのまま継続していくことはこれは極めて問題が大きいというふうに思います。そういう考え方を持って、これは一般財源化するのではなくて、特定の目的を持って積み立てた基金でありますから、本庁舎、支所、そういうものに充当していくのが、これは住民の皆さんの合意を得やすい。さらには、そこに至るアクセスの整備等、当然出てまいりますから、ただ単に何に使ってもいいという一般財源化をするのではなくて、そういう基本的な考え方を持って充当していくべきであろうというふうに思っております。

松元議長 さらに浜坂町長の方で、土地のことが、今、田村委員の方から出てますので、逆に温泉町の方はそれがわからないと思えますので、その説明をお願いします。

中村会長 浜坂町の土地の移動の件が質問がありましたが、例えばですが、大学用地跡の土地があります。これは起債もあるわけですが、現在、浜坂自治区から山林を相当大きな面積を買収しておりますが、返還の話を進めておりまして、というのが登記の分筆ができなれどもんですから覚書でそういうやりとりをしておりますし、名義を浜坂町にかえたりしてそういった一定の手続は終えておりますが、これがどうしても分筆ができんとい

うようなことやありますから、自治区さんとはもうそういう話を詰めており、議会とも相談をいたしております。そういったことで、山林部分ですが、大きな面積が動く可能性があります。これは町の議会等との協議、そういうことができ、自治区さんとの契約解除というようなことになれば、当協議会の方にもそういったことはきちっと説明し、明記していきたいというふうに思っております。土地の大きな移動というのが、その件が一つ残っていると。小さい町有地の売買したりやというのは、これは両町ともあると思いますが、大きい面積はそういうことがあるということを御報告させていただきたいと思います。そういうことになりますと、その分の起債は減ってきますから、そののところを繰り上げ償還しますから、含めて明記やら説明をさせていただこうということになるかと思っております。

松元議長 田村さん、さらに新しい意見でありますか。

田村委員。

田村委員 うちの町長が申し上げておりますが、私は金額的には微々たるものだけでも、面積からいくと非常に大きな、気持ちも相当、協議会の委員の皆さんがこれは結構な財産があったのに、何だ一遍に減ってきたなど、こういうふうに思われますよということを申し上げとるわけ。これは大事なことですよということを申し上げとる。

それから、2点目の馬場町長おっしゃるですけども、一般財源化をしないということは、これはもう自由だと、温泉町そのもので自由に処分し、使途も目的どおりにというお話の方が、私はそういうふうに理解しとる。一般財源化するということはしないというように私は解釈する。ですから、5町合併のときにも、香住町とのいろいろやりとりの中で、庁舎であそこも7億何ほかを積み立てておりました。あのときの私の意見としては、単独で基金でそれなりのものをつくるならよろしいがなという意見を、私としては申し上げたことがございます。今回は2町になって、もちろんお金がどうのこうのという話でなくして、やっぱり箱物を、庁舎を支所にしてもつくっていくには、一つの協議会の場で、2町の協議会の場でああでもない、こうでもないというひとつ話があってもいいじゃないかということ私を私は申し上げとるわけ。だけど、お話を聞いとるとそうじゃありませよという答えが返ってくるから、私はそういうことを申し上げとるわけ。いかがなもんですか。

松元議長 馬場副会長。

馬場副会長 要は庁舎の形態がどうなるかということによって、これはおのずとその方向性が変わってくるというふうに思いますので、何が何でも使ってしまうばいいんだという思いではなくて、一定の基本的な理念を持って、特目基金でありますから目的に沿う利

用ということをしていただくというふうに申し上げているんです。それについてこの協議会の場にお諮りをするのかってということについて、これは私どもの思いとしまして、その基本理念を外すというふうな、何かわけのわからんうちに全部使っちゃったでというふうなことをする気持ちは持っていないということは御理解をいただきたいと思います。

松元議長 ほかに。

岡田委員。

岡田委員 温泉町の岡田でございます。今、協議の第14号として、やはり誤解をされやすいってというか、なかなか素直に解釈しかねる一面というのが、債権、債務すべて新町に引き継ぐという中であって、やはり基金でありましたり、すべてのものがここに一応、15年の3月31日現在といえども載っておることによって、これから相当いろいろと各町によって動いていく現実、動きつつあるという現実は否めない事実だと思うんです。そういう中で、やはり私は特にこの特定の目的基金、このものをどういう範囲までをどうするかというふうなことのある程度の方向性というものが一つは教えていただきたいなというのと、それから同じく、やはり財調でありましたり、減債でありましたり、このようなものにあってもどのようなとこまで考えるかによって、非常に各町、また現在動いておる浜坂、温泉両町とも、この基金の取り扱いというものを基本に考えながら予算組みというものが当然、間もなくされてくるというふうなことがあると思います。したがって、このような物の考え方というふうなものが、今ある程度方向性が示されるならばやはり教えていただきたい。そういうことに沿って、両町が真摯な立場でやはりそれに向かって努力していくと、このようなことが必要ではないだろうかとは思いますので、よろしく願いたいします。

松元議長 ただいまの質問に対して、答弁をお願いします。

事務局、願いたいします。

阪本事務局長 1点目の特定目的基金のことにつきましては、まだ合併までに16年度があるわけでございますけども、ここにつきましてはそれぞれ特定目的の基金ということで、それぞれの条例に基づいて各町が実施していただくということでやっていただきたいというふうに考えてます。ですので、今のほかの普通会計の歳計外基金ですとか、その他特定目的基金につきましても、それぞれ目的があって行っておるものでございますので、それぞれの町の条例なり規則においてその中でやっていただきたいと。ただ、これが大きく全部取り崩されて財政調整基金に入ってくるとかいうふうなことにつきましては、やは

り両町で御相談といえますか、了解の上でやっていただきたいというふうに思うのは、事務局はそういうふうに思っております。

それと、もう1点の財政調整基金と減債基金の、これは普通会計っていいですか、そういうふうな一般財源的な扱いのものでございますけども、このものにつきましても今後協議していく中で、どういいますか、このことにつきましては、一応、専門部会の中で協議を進めております。今のところ、標準財政規模の3%を目標にというふうなことで協議を進めておるようでございます。以上でございます。

松元議長 岡田委員。

岡田委員 考え方についてはある程度わかります。この中で、私ちょっとお聞きしてみたいと思いますのは、この特定目的基金の中で、国なり県なりの御指導をいただく中でつくり上げられた目的基金というのは当然この中にも何ほかはあると思います。そして、各町の自主的な判断の中での造成された基金というものがあると思います。したがって、この中で、これについてはある程度、やはり交付税等で算入していただいてつくり上げた基金はこれとこれとこれ、そして本当に各町独自でつくり上げた基金はこれだよというふうなものについてはまたお教えいただいたらなというふうに思いますので、わかりましたらお願いできませんか。

松元議長 ここで45分まで休憩いたします。

〔休 憩〕

松元議長 それでは、会議を再開いたします。

ただいま質問が続いておりましたが、この内容かなり深く入る点があると思います。この進め方についていろいろ疑義があると思いますが、基本的な考え方を提案者である幹事会から代表して意見を言っていたら、その後、会長からまた考え方を述べていただきたい、そう思っておりますので、よろしく願いいたします。

幹事。

脇本幹事長 失礼いたします。今、財産のことでいろいろと御議論いただいておりますけれども、一つには今、局長が説明しましたものは、15年の3月31日現在で両町がどういう財産、また負債、それから債権、債務をっておるかということ、現況を御報告しておるわけでありまして。基本的には、それぞれの町が所有しとる財産なり公の施設、または債権、債務を新町発足時に引き継ぐということをお確認をいただきたいということで提案をさせていただいております。内容的には、先ほどから意見が出ておりますように、

まだ16年度も両町がそれぞれの町で財政運営等をやっていたわけでありまして、それなりにやっぱり財政運営上のことをこの協議会で拘束するということは、ちょっといろいろなまた運営上、問題が出てまいります。そういう意味で、総務の専門委員会等でも、あくまでも事業等については駆け込み事業はお互いがやめようというようなことで、実施計画等によっておるものについては年度を2年繰り上げるとかというようにすることはありましても、とにかく節度ある財政運営をするというような協議をいただいておりますし、また先ほども局長言いましたように、財政調整基金でありますとか、また減債基金等につきましては、合併調印をします時点での標準財政規模の3%程度を持ち寄ろうというようなことを基本的に専門委員会等で検討いただいております。

それからもう1点、特定目的基金の取り扱いについてですけれども、これらにつきましても、一応幹事会等では、それぞれのやっぱり町の財政運営上の事情でこういう特定目的基金を積み立ててきておりますし、今後具体的な事務調整の中で、特に料金の格差是正だとかいうようなことが生じてまいります。特に浜坂町でありますと、下水道なんかの負担金との関係で料金を格安にしとるというような状況から、これは事務調整の上で出てくる問題でありますので、特定目的基金については今後の課題となりますけれども、やはりそれぞれの町の事情でそれなりに積み立ててきておりますので、特定目的基金については、基本的にはそれぞれの町で検討いただくと、ただし無節度なっていないですか、そういう使い方ということではなしに、それぞれの町の考え方で一定の考え方を整理していただきながら進めていただくというようにしております。そういうことでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

いずれになりましてもこの基本方針を確認をいただきましたら、調印の段階、合併の調印という過程の中で、少なくとも時期が定まりますので、その時点での債権、債務というものは、また再度、明らかにさせていただくということになります。今のところは現況だけを申し上げておりますので、その現況でもって16年度の各町の予算を拘束するというようなことになっては、またいろいろと財政運営上、問題がありますので、その点はちょっと御理解いただきたいと思っております。

松元議長 先ほど申しましたように、今、幹事から報告ございましたが、確認の意味で会長から一言加えていただけたらと思っております。

中村会長 ただいま幹事会の方が、両町で相談しておりますから、御報告させていただいたとおりでありまして、平成15年の3月末の財産、負債の目録を提示させていただ

たと。これはまだ16年度予算もありますし、既にこれ中が動いておりますから、調印の日になるのか、合併の日になるのか、日にちを決めて、最終的なその中で提示をさせていただいて、確認をいただくということになるかと思っております。これきょう出したからこれが動いたらいけんというようなことはひとつ、16年度予算もあることですから、御理解や御承認をいただきたいと思っております。以上でございます。

松元議長 ただいま答弁のあったとおりでございますが、私どもお願いしたいところは、この財産についてどういうことかという確認を今回いただいて、その結果がどうということ、最後に結論を出していただけたらと思っておりますので、内容について確認等ございましたら今続けていただきたいと思っておりますので、御了解願いたいと思っております。

13、14でいきましたが、それでは続けさせていただきますので、お願いいたします。

15ページ、16ページで確認事項ありましたら、どうぞ。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 17、18。ありませんか。

〔質疑なし〕

松元議長 19、20ページ。よろしいでしょうか。

〔質疑なし〕

松元議長 それでは、21、22とあります。

田中董委員。

田中（董）委員 温泉の田中でありまして。私、ここの21ページの債務が浜坂町168億、温泉町が100億なんですけど、この財源の裏づけの中には確かに交付税算入、例えを言いますならば、温泉町では過疎債が約23億あります。だから、この金額が100億でありますけど、実際はそちらの方でつかんでおられるのは、この中の交付税算入はどのくらいになりますよと、だから実質、負債はこういう金額ですよというような説明をやはりされるべきじゃないのかなと。今までの説明を聞いておる中で、何か少し本当に説明不足のようなところがありますので、ここらをよく私たちが理解ができるように教えてください。

松元議長 局長。

阪本事務局長 浜坂町のトータルで165億9,800万、約166億でございますけれども、そのうち交付税算入ということで、一応概算ではじいたものでございますけれども、約でございますけど78億8,000万が、これが交付税算入の額でございます。

それから、温泉町につきましては、103億4,800万ございますけども、そのうち交付税で返ってくるものにつきましては、57億2,800万程度が交付税算入で返ってくるんだというふうな調査をしております。

松元議長 田中董委員。

田中(董)委員 大体はわかりました。それで、これらは私は21ページに浜坂病院のことが21億ほど出とるんですけど、これはまた後ほど専門部会でこれらは十分審査をされ、検討されると思うんですけど、これらの裏づけになるような、私たちがわかるような資料が、きょうは無理だと思えますけど、次回か、専門部会にかけてからじゃなかったらいかんということでしたらあれなんですけども、そういう資料がいただけたらなと思うんですけど、これらについてはどうでしょう。

松元議長 事務局長。

阪本事務局長 ここに浜坂病院の会計で21億1,000万の起債ということでありますけども、このうち交付税算入はこの病院関係は40%ということでございまして、8億4,700万程度がこのうち交付税算入ということでございます。

また、詳しい資料ということでございますので、どういう資料なのかがということがまた教えていただければ、それなりの資料はつくらせていただきたいというふうに思います。できる部分についてはさせていただきますと思います。

松元議長 田中董委員。

田中(董)委員 田中であります。いや、局長、今この浜坂病院の方のも交付税の方もわかりました。私がさっきお尋ねしたのは、結局、病院の診療形態、そしてどの部分がどうでというような、だからきょうは資料が難しいんでしょうと、そういう資料も専門部会に諮ってから出されるのか、そうじゃなくして、やはりこの協議会の委員にもそれらが提出してもらえますかということをお願いとるんです。だから、浜坂町で、今の病院で、日にどれだけの人数の診療がありますよと、どの部分がどう、これはこうというようなことが恐らくあると思いますから、それらを含めてひとつ出していただけませんかということをお願いとるんです、わかりましたね。

阪本事務局長 はい。また、専門部会の中で協議していただきながら出させていただきますというふうに思っています。

松元議長 ほかにありますか、21と22で今お願いしております。よろしいですか。

〔質疑なし〕

松元議長 それでは、23、24でありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、今それぞれ確認いただきましたことがそれぞれ意見出てまいりました。この中で、結論として15年3月の現在の資産をここで確認いただいておりますが、これについては各町で責任ある動かし方をしていただく、そしてさらに最終の合併のときには標準財政規模の3%程度を持ち寄ることを目標に進めるという、そういう内容だったと思っております。幹事の方からちょっとまとめを発言してもらいます。

今、私が申しましたとおりでございます。それで御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 異議なしと認めて、御承認いただいたものといたします。

それでは次に、協議第15号、条例、規則等の取扱いについてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 26ページをお願いいたします。協議第15号、条例、規則等の取扱いについて。条例、規則等の取扱いについて提出する。平成15年12月17日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目は12でございます。条例、規則等の取り扱いについて。2町が制定している条例、規則等については、次のとおり調整する。1つ目、合併協議会で確認された事務事業に関する条例、規則等については、それぞれの調整方針に従って整備する。2つ目、2町が同一または1団体のみが制定している条例、規則等については、原則として現行のとおりとする。3つ目、類似または相違している条例、規則等については、どちらかを基本に調整統一する。4番目でございますけども、条例、規則等の制定に当たっては、新町における事務事業に支障を来さぬよう次の区分により整備する。アで、合併と同時に町長職務執行者の専決処分により即時制定し、施行させる必要があるもの。イといたしまして、従来、旧町で施行されていた条例、規則等を引き続き暫定的に施行させる必要があるもの。ウで、合併後、逐次制定し、施行させるもの。エとして、廃止すべきものということで、平成年月日確認・継続審議でございます。

めくっていただきまして、ここで1つ目に課題、問題点等と掲げてございます。新設合併の場合、合併関係町は消滅するため、各町の条例、規則等は失効いたします。また、この合併と同時に消滅することとなります一部事務組合の条例、規則等も失効いたします。

このため、新町において必要な条例、規則等は、原則として新町において新たに制定し、施行する必要があると思っております。

2つ目には、現行の例規の状況を掲げてございます。浜坂町で合計527本、温泉町では510本、美西衛生一部事務組合では82本の例規がございます。合わせて1,119本でございます。これらを、合併後になりますと705本、約63%程度の条例、規則というふうなことになります。

それから3つ目には、比較表を掲げてございます。作成、審査、廃止という項目で上げてますけども、2町ともほぼほぼ同じような格好でそれぞれのやり方で行っておるといふふうなことでございます。

28ページには参考資料ということで、先ほど調整方針の4番目でありました内容につきましてここに記載を、根拠をとということでさせていただいております。即時施行の中に専決と暫定というふうなことがありまして、専決につきましては町長職務執行者が合併の日に専決処分で制定して施行するというふうなことになりますし、暫定では合併の当日に暫定施行の例規を告示をさせていただくと。これも町長職務執行者がやっていくというふうなことでございます。それから、逐次制定といえますのは、行政委員会の規則や規程などでございまして、その合併の日にどうでもなかったらいけんというふうなものじゃなしに、順次定めていければいいというふうなものが逐次制定ということですし、廃止は、不要なものは廃止をさせていただくというふうなことでございます。

下に2として、条例、規則等の取り扱いに関する法令ということで、その根拠法令を掲げてございます。特に地方自治法の179条がこれが専決処分をするための条文でございますし、根拠法令でございますし、地方自治法施行令の3条の方が条例、規則の暫定というふうなことでの根拠法令になっております。

それから、めくっていただきまして29ページでございますけども、参考資料2ということで、調整方針の先進事例を4つの場合を掲げてございます。御清覧賜りたいというふうに思います。以上でございます。

松元議長 ただいまの提案に対して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

松元議長 質疑ないようでございますので、協議第15号は、御確認いただいたものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 御異議なしと認め、確認いただいたものと決めます。

協議第16号、一部事務組合等の取扱いについてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 30ページをお願いいたします。協議第16号、一部事務組合等の取扱いについて。一部事務組合等の取扱いについて提出する。平成15年12月17日提出。

浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目が14でございます。一部事務組合等の取り扱いについて。1つ、美西衛生施設一部事務組合は、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務、財産及び債権、債務を新町に引き継ぐ。2、美方郡広域事務組合、美方広域消防事務組合、但馬広域行政事務組合、兵庫県町交通災害共済組合、兵庫県町議会議員公務災害補償組合及び兵庫県町土地開発公社については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該一部事務組合に加入する。3、兵庫県市町村退職手当組合及び但馬公平委員会については、2町及び美西衛生施設一部事務組合は、合併の前日をもって当該組合等から脱退し、新町において合併の日に当該組合等へ加入する。4、地方自治法の規定による協議会等については、法令に基づき所定の手続を行う。平成年月日確認・継続審議ということで、めくっていただきまして31ページでございますけども、1つ目に課題、問題点と掲げてございます。一部事務組合や広域連合を構成する市町村が合併を行う場合、合併前日に当該市町村は消滅し、合併時に新たな市町村ができることから、当該組合等の脱退、加入、その他手続や規約変更の手続が必要となります。合併関係市町村が構成団体となっている一部事務組合及び協議会、その他の機関については、構成団体に変動が生じるので、その取り扱いについて他の構成団体と協議する必要があります。なお、構成団体が合併関係市町村と同一の場合、当該事務組合は合併市町村の事務となり、一部事務組合は消滅することとなります。その場合、当該組合の財産も引き継がれるのが通例であり、すべて新自治体の会計に計上されることとなります。また、構成市町村の数の増減、組合等の規約の変更等は都道府県知事の許可が必要となりますので、構成市町村の議会の議決が必要になります。

2番目に、組合等の加入状況ということで掲げてございます。ここで、美西衛生一部事務組合につきましては温泉、浜坂両町で構成をいたしておりますので、この部分につきましては消滅して、新しい新町で抱え込むというふうな形になりますし、美方郡広域、美

方消防、それから但馬広域行政とかいう部分につきましては、それぞれ名称変更といえますか、名称変更でそのまま存続していくというふうなことになります。その他の但馬の公平委員会には、これは2町と美西衛生を含めた部分でまた加入をしなければならぬというふうなことになります。それも退職手当組合も一緒というふうなことでございます。それぞれ事務の内容につきまして掲げてあるとおりでございますので、御清覧賜りたいというふうに思います。

それから、32ページの方でございますけども、ここには一部事務組合が持っております財産の件につきまして掲げております。美西衛生施設一部事務組合の土地、建物につきましては、土地が1万8,555平米ということですし、建物につきましては4,042平米、備品につきましては、車が4台とその他8で12ということでございます。基金につきましてはありませんけども、負債が11億9,100万程度でございます。美方郡広域なり美方消防という部分につきましては、また御清覧を賜りたいというふうに思います。

それから33ページには、この一部事務組合の関係の根拠法令を掲げております。組合の設置、解散、財産の処分、特例、土地開発公社の設立とかいう部分につきましての根拠法令を記載しておりますので、また御清覧を賜りたいと思います。

それから34ページには、参考資料2ということで、調整方針の先進事例をここに掲げてございますので、御清覧賜りたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

松元議長 説明が終わりました。

ここで質疑に入ります。協議第16号について質問のある方は、挙手をお願いいたします。ありませんか。

〔質疑なし〕

松元議長 ないようですので、協議16号は、御確認いただいたものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 御異議なしと認めます。よって、当16号は、御確認いただきました。

協議第17号、慣行の取扱い(その1)についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 35ページをお願いいたします。協議第17号、慣行の取扱い(その1)について。慣行の取扱い(その1)について提出する。平成15年12月17日提出。浜

坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目は19でございます。慣行の取り扱い(その1)について。1、町章については、合併時に定めるものとする。2、町民憲章、町花、町木、町鳥、町歌、町音頭、宣言は、新町において検討するものとする。3番、表彰については、新町において制度を設ける。既に各町でその称号を贈られている名誉町民、特別町民は新町に引き継ぐ。平成年月日確認・継続審議でございます。今回は、儀式、慶弔を除いておりますので、その1ということにさせていただいております。

36ページでございますけども、課題、問題点といたしまして、新設合併の場合、関係の市町村は消滅するために、それぞれの町民憲章とか、そういうものにつきましてはすべて失効いたします。町民憲章、宣言につきましては、新町の基本姿勢となるものでありますし、また花や木や鳥につきましては新町のシンボルとなるものであります。したがって、できるだけ早く統一することが望ましいということでございますけども、当該地域において愛着のあるものでありますことから、何らかの方法でこれを伝承し、今後検討したいというふうなことでございます。

それから、2つ目に調整理由でございますけども、町民憲章、宣言につきましては、新町の基本姿勢となるものである。また、町の花や町の木等の象徴的事項につきましては新町のシンボルとなるものでありますから、できるだけ早く統一していきたいということでございます。これは合併後に検討機関を設け、調整することが適当であるとされております。

3つ目には、町章につきましては、新町発足時から町の施設、町の旗、各種式典、各種証明書などの印刷物等で使用することによりまして、住民意識の高揚、一体感の醸成が図れるとともに、交流、情報発信において新町のシンボルとして対外的なPRにも役立つこととなることから、新町発足時に定めることが望ましいと考えております。なお、町章の検討時期につきましては、新町の名称、新町のまちづくり計画などの新しい町の骨格が固まってからということが適当であるというふうなことにしております。

めくっていただきまして37ページでございますけども、ここには3の1ということで、町章以下を掲げてございます。浜坂町、温泉町両町とも昭和29年の10月1日に前回の合併はされております。そこに制定の年月日をそれぞれ掲げてございますけども、一番早いもので町章が昭和30年の4月ということで、合併後6カ月で浜坂町の町章ができておりますけども、ほかのものにつきましてはかなり年月がたってからそれぞれ制定されてお

るようでございます。

それから、3の2で名誉町民、特別町民ということで、それぞれ掲げてございます。対象者、選定、顕彰、待遇、被表彰者ということで項目を分けてありますけども、浜坂町は平成6年にこの条例を策定をいたしまして、これまで1名の方が被表彰者としておられます。温泉町につきましては、昭和39年に制定をされまして、これも1名の方が被表彰者としてあります。内容につきましては、それぞれ似通った格好であると思っております。それから、特別町民でございますけども、これは温泉町だけでございまして、昭和58年に制定要領を定めて、今まで早坂氏以下4名の方がそれぞれ特別町民としておられます。

それから、めくっていただきまして39ページでございますけど、3の3ということで、ここには表彰ということで表彰規則を掲げてございます。浜坂町は昭和49年、温泉町は昭和44年に制定をされております。中身を見させていただきましてですけども、種類、基準という部分につきましてもお互いに11項目でございますし、団体表彰、選定、表彰事務とかいう部分につきましてもほぼ同じ内容でございました。あと表彰式が、浜坂町では10月1日、温泉町では11月3日ということでございます。祝賀会につきましては、温泉町のみが設けております。

40ページに、その他の表彰ということで温泉町の方だけを掲げてございますけども、また御清覧賜りたいと思います。

41ページには、参考資料としまして調整方針の先進事例をここにも掲げておりますので、御清覧を賜りたいというふうに思います。以上でございます。

松元議長 説明は終わりました。

質疑に入ります。議案第17号について質問のある方は、挙手でお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 ないようですので、それでは、協議第17号は、御確認いただいたものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 では、そのように、原案どおり御確認いただいたものと決定いたします。

協議第10号(継続)、新町の事務所の位置についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 42ページをお願いいたします。協議第10号(継続) 新町の事務所の位置について。新町の事務所の位置について、継続して協議する。平成15年12月17日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目は4でございます。新町の事務所の位置について。新町の事務所に妥当な位置を選定する。平成年月日確認・継続審議。

めくっていただきまして43ページでございますけども、ここには前回の確認事項といたしまして、庁舎の方針、3案の中から本庁舎ということで選択をしていただきました。その内容といたしまして、本庁舎に行政機能を集約し、残りの庁舎は現地解決型の支所業務とするということにしております。

それから2つ目には、庁舎の施設について、既存の施設を一部増改築により利用するという決めでいただいております。庁舎のことにつきましては重要課題であり、より十分な協議をということで、継続審議ということになっております。今回は協議事項で庁舎の位置についてということで、現地解決型の支所ということが前回の議論の中でもということがありましたので、他の合併の参考とかを今回させていただいておりますので、こういう部分でまた御協議をいただきたいというふうに思います。

44ページに参考資料といたしまして、本庁方式による現地解決型の支所ということの例を掲げております。

1例は山梨県の南アルプス市でございます。人口は合併後が7万1,124人でございますけれども、面積が264ということで、ここの2町で241ということで、面積が同規模ということで、ここに一例として掲げさせていただきました。ここは6町村が平成15年の4月1日に合併して新設された市でございます。各支所に本庁とは異なる課を独自に設置をしておるようでございます。支所には4つの課、庶務課、住民課、健康福祉課、地域振興課ということで4つの課を置き、9つの係を置いて、業務内容はご覧のような業務内容をしていただいとるというふうなことになっております。ここは本庁と支所は同名の課がないというふうなことでございます。

それから、2例目があさぎり町でございます。これは熊本県の町でございます、ここは1万8,286人ということで、人口規模がここの2町と、2町が1万8,601人でございますので、約似たような人口規模ということで、例として掲げさせていただきました。ここは5つの町村が15年の4月1日に合併をした町でございます。ここは各支所の業務は係とし、本庁の総務課が所管ということで、本庁の総務課所管ということになって

おるようでございます。支所は2つ、町民総合係と業務振興係、窓口業務と町づくり業務をそれぞれの係が担っておるというふうなことになるようでございます。

めくっていただきまして45ページでございますけど、ここには例3、例4ということで、近隣の2例を掲げてございます。

まず、1つ目の養父市でございますけども、これは平成16年の、来年の4月1日に合併予定でございます。ここには各支所は地域局と称し、住民サービス業務と地域振興の拠点とするということで、3課を置いておるようでございます。それぞれの担当の係を置いて業務をやっておるというふうなことでございます。この配置人員でございますけども、欄外に30人程度というふうなことでありました。それから、本庁施設の関係上、本庁はここは八鹿町でございますけども、養父町の方に一部、産業経済部を当分の間、置くというふうなことでございます。それから、この地域局長というんですか、長につきましては、本庁の部というふうなことで部長と同じような扱いということでございますし、予算の執行の一定の権限を与えるというふうなことにしておるようでございます。

それから、例4でございますけど、ここは朝来市の例でございます。まだ合併の日は、事務局の提案が平成17年3月末というふうなものと提案されたようだけれども、委員の御意見で平成16年の6月1日がいいではないかというふうな御意見があったようございまして、まだ合併の日は決まっておりません。ここにつきまして、地域の実情に即した住民サービスと地域振興を行う現地解決型というふうなことにしておるようでございます。今のところ4つの所管を置くというふうなことで、市民窓口、生涯学習、地域振興、業務管理というそれぞれの部門を置くというふうなことでございます。業務内容はご覧のとおりでございます。それから、ここも一時的に分庁方式というふうなことでございます。位置は和田山町の本庁舎をとりあえず本庁舎にして、10年以内に場所を選定して新築するというふうな予定だそうでございます。

この参考資料の部分につきましては、本来ですと事務組織及び機構の取り扱いで協議するというふうなもので、それぞれの町、合併の先進例のところににつきましては、その部分で協議されたものをとりあえず、前回の審議の中でわかりにくいというふうな、イメージがわからないというふうな御意見がありましたので、こういうものを今回お示しさせていただきまして御協議の参考にしていただければというふうな思いで提案をさせていただくものでございます。よろしくお願いたします。

松元議長 ただいま事務局より説明がありました。この協議の継続の内容について、庁

舎の位置を決めることですが、ただいま参考資料として出たものを中心に考えながら、庁舎位置の意見等をお願いできたらと思います。質疑をできたらと思います。

中井祥三委員。

中井（祥）委員 温泉町の中井です。この庁舎の位置につきましては、前回、第2回にもいろいろと議論がなされたところであります。早急に決めるべきじゃないか、あるいは一番住民の関心の高い部分なので、やはり十分な検討をするべきじゃないかということで議論のあったところであります。私もできるなれば早く決めることの方が好ましいと思うわけでありますが、ただ、問題は本庁舎をどこに決めたかということによって、支所の機能というのを後から協議をするということになると、私はやっぱり協議がしにくい問題であろうかというように思います。したがって、せんだっての答弁の中で、現地解決型でいきたいということをおっしゃられたわけでありますので、それらを具体的に、例えば支所の機能というのはどのような組織でもって、どのようなものにしたいのかどうかというようなことが協議なされておれば、この場で報告をいただいて協議会の皆さん方のお互いの認識を深めた上で、本庁舎の位置というものを決定するべきであろうというように思いますので、そのあたりのお話を聞かせていただければというように思います。

松元議長 事務局長より答弁を行います。

阪本事務局長 支所の機能を先にというふうなことですが、説明の中で申し上げさせていただきましては、事務組織及び機能という部分で、支所の機能なり本庁の機能というふうなことは別段で御協議をしていただくというふうなことで事務局の方は思っております。できましたら、ここの参考資料に基づくような、この中でどういふふうなことでいふふうなことがまたそれぞれ御協議っていいですか、討論いただきながら、イメージをしていただきながら庁舎の位置を決めていただければというふうな考えております。

松元議長 中井祥三委員。

中井（祥）委員 最初に私が申し上げましたように、これ庁舎の位置っていうのは一番関心のある重大な問題なんですよ。だから、その辺の、今簡単におっしゃったけど、そうじゃないんですよ。やっぱりじゃあ浜坂が支所になるのか、本所になるのか、あるいは温泉町が支所になるのか本所になるのか、まだ未決定なわけなんですよ。しかし、具体的にそれらを出すことによって、住民の方々は納得する部分があるわけですよ。それと、それらを後から協議するということになると、協議会の皆さんはそれぞれ皆、十分な認識を

お持ちの方なんでそんなに問題はないんでしょうけど、位置が決まってから支所の問題を論議するというのは、やっぱりよくないですよ、しにくいわけですよ。だから、それらはやっぱり早い時期に、細かいとこまでじゃなくても、このようにしようというお互いの、やはりある程度の合意がなされておかないと、私はやっぱり協議会がうまく進まんのじゃないかというように思います。これ何も難しい問題じゃないんじゃないですか、このような支所にしたいとか、というようなことをなされるくらい難しい問題じゃないですよ。いかがでしょう、その辺。

松元議長 関連ですか。

中井功委員。

中井（功）委員 同じく温泉町の中井でございます。私も考えてまして、同じように庁舎を決める場合に、以前の5町の時も議事録などを見てましたら、過疎の地域に目を当てるとということが政治の使命だというようなことを言っておられた方がおられて、以後、勉強をさせていただいたような気がしたんですけども、よく考えてみると、庁舎がなくなって、例えば温泉に庁舎を持ってくる、浜坂の方が第一に思うことは不便になることと、もしかすると浜坂が幾分かでも廃れていかないんだろうかと、そういう不安が第一にあるわけです。合併についてもそれぞれの不安を持って向かってるわけですから、まず第一に住民の不安を解消させるべく支所なら支所を、それがどこになるかはわからないにしても、支所の業務としてどれだけの権限を持たせられるのか、そういったことを事前に協議した上で本庁の位置を決めていく。そのことによって、やっと住民としては納得できるんじゃないんだろうか、そういうふうに思いますし、5町の同じ轍を踏まないということで、第2回から第3回とこうやって継続審議になってますけども、そのことと、この20人の委員の方々であれば十分に互譲はしていけるものだと思います。ただ、その前段として、支所の業務についても合意を得られるような内容に踏み込んだ協議をしていただけないだろうかっていうふうな意見だと思いますし、私もそれについては同調いたします。

松元議長 田中満穂委員。

田中（満）委員 浜坂町の田中です。事務局より会長にまずお伺いしますけれども、たしか前回、支所は現地解決型だということで、皆さん、了解したと思いますので、会長としては現地解決型とはどういうものを想定しとるか、まず会長に御意見をいただきたいと思えます。

松元議長 それでは、会長、答弁をお願いします。

中村会長 実は、私も相談したりや何もいたしておりませんが、現地解決型というふう
に申しあげましたのは、本所、支所というのが先ほど言ったような、住民の方が大きな関
心を持っておりますから、また職員も何カ年計画で、総務、企画、そういったところを中心
に減らしていくわけで、初めはそれはできんわけですからそういうことを考えておりまし
たし、そういうことが必要だと思ってます。先ほど参考資料の中で申しあげますと、例2、
例4では現地解決型というふうにはならないというふうに思っておりますから、例1の南
アルプス市か、または例3の養父市のような形で支所機能、現地解決型ということはどう
いうことになるかなというふうに率直に思っております。以上でございます。

松元議長 中井祥三委員。

中井(祥)委員 さっきよりはちょっと進んだのかなという感じはするんですけどね、
なぜ具体的に出せないんですか、それが。出せれる問題じゃないんですか。例えば本所が
どこになった場合、支所の機能はこれこれこういう課においてはこういう人事配置で、現
地解決型とするなら、そこにどれだけの決裁のできる責任者をこのように置きますという
ような問題ってというのは、当然組み立てていかなきゃならんじゃないんですか。そういう
ものができないと、すべて先進みせんのではないですか。本所を改装するにしても、当然
そのようなものがついて回るわけですし、当然それらはなされるべきだろうというように
思いますが、いかがでしょう。

松元議長 事務局長。

阪本事務局長 当然、そのことは合併協定書の中にも盛り込むというふうなことになっ
てくると思いますので、その時点ではできると思います。ただ、申しあげますように、組
織、事務機構というふうなことです。これは総務部会の専門部会の中で協議をされて、
その中で幹事会上がってきて、幹事会から協議会の方というふうな手順を踏む予定に
しております。したがって、最終的にはできるのは当然なんですけども、今の段階で
庁舎の位置の協議と並行して、きょうの段階とか近い将来、一、二カ月の間にこういうも
のをつくるというふうなことがちょっと難しいではないかというふうに感じております。

松元議長 中井祥三委員。

中井(祥)委員 合併っていうのは難しいことを進めてるわけですよ。だから、逆にし
たらええわけですよ、それを。庁舎の位置を決める、なぜそんなに、早く決めた方がいい
んですよ、早く決めた方がええんですけど、なぜそれを逆にできないんですか。そういう
委員会、総務の検討会で、じゃあこのようにしましょうというようなことを決めて、それ

と並行して庁舎の位置ってというのは決めたってええんじゃないですか。それはあなた方が、事務局の方で今はこういうふうに進めたいというように思っておられるということであって、そちらの方の検討を早く進めたら解決する問題じゃないんですか、いかがでしょう。

松元議長 西脇委員。

西脇委員 温泉町の西脇です。ただいま中井委員からもあったように、合併で町民が一番不安に思うのは庁舎がどこになるのかと、それで支所になる町がどうなるのかということとは申すまでもないわけで、また先般説明の本庁方式だけど現地解決型のと、非常に耳ざわりはいいけどどうなるのかなという辺があって、実は温泉町の合併調査特別委員会でもこの点が非常に論議されました。ということは、先ほど提言があったように、詳細にわたっての形態は出さなくても、支所はこういう形のパターンで考えますと、よその町の例ばかりでなしに、この温泉、浜坂の合併においての支所の機能は、現地解決とはこういうパターンで考えとるというアウトラインを提示するぐらい、細かく、はい、ここの課に何人置きますとか、ここに何人ちゅう、アウトラインとしてこういう業務を支所機能として持たせ、そこには権能を持った者が、例えば本庁の部長級なら部長級というような者を配置しますよとかいう一つのひな形を考えておって、これが現地解決型の支所パターンですということを提示せずに、言葉ばかりで、非常に格好いいけど果たしてどうなるかなと、逆に言えば、そういうものがきちっと示されたら、支所を喜んでもらうわというぐらいなものをつくるぐらいな気持ちで提示してほしい。そうしないと、そのことで焦って、合併の庁舎の位置に5町は1年間もかかったわけですから、2町でそんな1カ月、2カ月でせんでも、3カ月ぐらいかかったっていいということであれば、同時並行でできるんじゃないかと。何も焦って、きょうどうでも決めてしまおうと思わずにその辺を出されて、なるほどなという提案をぜひお願いしたいと思います。

松元議長 ただいまの意見であります、それぞれの思いの中で、支所機能のあり方、その権限の範囲というものの方向性を見せてほしいという意見だと思うんです。このことについて、ほかの委員の方々に特にありましたら御提言いただけたらと思います。

中井登委員。

中井(登)委員 浜坂の中井です。座ったままで失礼します。それぞれの議論には理由があります。よく理解できますけれども、提案する側が一つの倫理観っていうか、理念っていうか、そういうものが出されていないからこういう結果になると。私は一つのルールがあると思うんです、現地解決型には。もうほとんど、さっき西脇さんもおっしゃいました

し、中井さんも出ました。一つ一つ全部並べたらもう解決できますよ、これ。例えば、新しい町をつかって支所をつくるんですが、私は一定の暫定期間というものの認識が要ると。施行してすぐ明るく日からいいものができるわけないわけですから、ある一定期間の暫定処理というものの認識というものがが必要です。これひとつはっきりしといた方がいいと思います。

それから、現地解決型の中で大事なのは、先ほども意見が出ました支所長の権能です。これのお互いの認識をどうするかと。権能というのは、つまり決裁権限であります。その決裁権限をどうするかっていうことをまず決めてかかれれば、おのずからもう決まります、形式が。

それから、その町の個性、例えば湯村温泉というあの泉源、それから但馬牛の畜産、こうしたものを殺さないという一つの一定のルールが必要です、これは。ですから、そういうものをきちっと整理していけば、私はできると。

それから、住民不安の問題が出ましたから、住民不安というのは、住民、住民といいますが、住民の皆さん方の役所に行く頻度、この頻度の問題を整理していけば、おのずから結果はすぐ出ます。

それから特殊事業、例えば温泉町の場合ですと、下水道がまだ完備されていません。こういうものについては、暫定期間の処理が必要です。

そういうようなものを一つ一つ整理して行って、今5つほど私申し上げましたけれども、こうしたもののきちとした骨格さえ決まれば、後はもう幹事会で十分これ練れるわけですから、この会議では今言ったような基本の理念をきちっとお互いが認識し合いっこすると。あとの名称だとかそういうことは幹事会に任せることです。これけんけんがくがく今の議論をやったら物すごい時間かかりますよ、これ。そうでなしに、今言ったような、どういう形にするかというパターンの骨格を早く決めてしまうということを双方で認識できたら、私はこの問題は、現地解決型とはどういうことかということが整理されると思います。今のようなことを言っって、何をくつつけるか、どこの、アルプスにするとかです。ね、そんなことを言っってとてもしゃないけど話は進みませんから、パターンを決めて骨格をきちんと整理する、これ幹事会でできることです。どうでしょうかね。そういう提案をさせていただきたいと思います。

松元議長 ほかにこのことについてありましたら、皆さん方の委員さんの方で。

田村委員。

田村委員 いろいろ御意見がありましたけれども、私は会長が初回のときに現地解決型ということを上上げたことに非常に危惧を抱いておりました。ということは、現地解決型そのものは、現在の機能をできるだけ最小限にとめて現地解決型の支所と、こういふことに申し上げたなあと思いながら思っておりましたが、確かに私はそういうようなことをすると、支所というのは、どちらかというとなんかの方を見ても、本庁、それから支所の機能というのはおのずから限定された支所になってくるんじゃないかと、こういうように私は思っておりました。29年の合併にしましてもそのとおりでしたし、だから今回もそういういろんな問題があっても、それを和らげるためには現地解決型ということをおっしゃったなあと思つて。丸くおさめる暫定だということになって理解を求めるなら、多くの住民の皆さんにも理解が得られるというのなら現地解決型、即、合併しても今のそれぞれの町でやっていることの機能が低下しないというのが前提の意見が出てくるのではないかと、こういうように思っておりますので、基本的なものがやっぱりちょっと整理ができてないように私は思います。

松元議長 ほかに特にございますか。

ただいまの意見をそれぞれお聞きしてますと、現地解決型の範囲というのがまだ確かでない、おぼろげだということで、それぞれ意見があったと思います。この件につきまして、幹事会あるいは町長方でまた再提案していただくという形を私はとりたいと思いますが、よって継続審議、この件を継続にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 異議なしという声でございます、皆さんから。この現地解決型のあり方について、調整後、再提案していただくということで継続審議にさせていただきます。

ここで10分間休憩いたします。

〔休 憩〕

松元議長 それでは、会議を再開いたします。

協議第11号の継続でございます。新町の名称についてを議題といたします。

新町の名称について、事務局長より説明をお願いいたします。

阪本事務局長 46ページをお願いいたします。協議第11号(継続)新町の名称について。新町の名称について、継続して協議する。平成15年12月17日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目は3でございます。新町の名称について。新町名称募集要領を別紙のとおり定

め、一般公募を行う。平成年月日確認・継続審議。

めくっていただきまして、新町名称募集要領ということで掲げてございます。1、募集の範囲でございますけども、浜坂町、温泉町に住所を有する者から公募する。

2番目に、周知の方法でございます。区長便によるチラシ、協議会だより、協議会ホームページ、町広報等により広く周知に努める。協議会のホームページでございますけども、今月の19日の夕方まで、20日には朝から見ていただけるというふうに思っております。19日に開設予定でございます。

3の募集期間でございますけども、平成15年の12月26日金曜日から平成16年1月13日火曜日、これを必着ということにしております。郵送の場合につきましては、当日消印は有効とさせていただきます。この協議会で本日決定をいただきましたら、区長便でお願いしたいというふうに考えておりますけども、浜坂町の次回の区長便が12月の25日、温泉町の区長便が12月26日ということで、印刷して発送できるのがこの日かなというふうなことで、募集期間の方を定めさせていただいております。

募集の方法といたしまして、応募用紙、ファクス、Eメール、ホームページ、はがき、封書によるものとするということにしております。

応募先につきましては、各地区の区長、町内会長を経由して各町の役場、合併協議会の事務局というふうにさせていただいております。

記載内容につきましては、新町の名称(振り仮名)、名称の意味または理由、住所、氏名、年齢、性別、電話番号とさせていただいております。

応募の条件といたしましては、応募は1人2点までとする。なお、同一人の同一名称は1点として取り扱うことといたしております。

選定基準につきましては、前回に決めていただいた選定基準をそのまま引用させていただいております。

選定方法でございますけども、選定基準に基づき合併協議会において次のとおり選定する。ただし、作品ごとの応募数は選定の基準とせず、参考にとどめることとするということにしております。

次に、第1次選考で各委員がそれぞれ2点以内を推薦し、集計の上、上位3点を選定する。ただし、協議によりそれ以外の作品の中から2点以内をさらに選定することができることとするということにしております。2次選考で第1次選考の候補の中から各委員がそれぞれ1点を推薦し、集計結果を参考に協議により決定をいたすということにしております。

す。

結果の公表でございますけども、第1次選考が行われる協議会において公表いたします。

それから、その他の事項でございますけども、1つ目に、応募作品についてはその趣旨を損なわない範囲において変更することができることとする。2つ目に、応募作品に関する一切の権利は合併協議会に属するものとするということでございます。

48ページの方に、選定の流れを掲げてございます。本日の協議会の中で募集要領の決定をいただきましたら、その後に印刷にかかりたいというふうに思います。印刷にかけて、それぞれ来週の早々には各町に送付させていただきまして、それぞれの区長便に分類して、25、26日の区長便でそれぞれの家庭へと流していただきたいというふうに考えております。

それから、26日からが募集期間ということにいたしてありまして、正月なりに考えていただいて、1月の13日の締め切りということでございます。区長さんなり町内会長さんを経由ということでございますけども、区長さんと町内会長さんの分につきましても、13日に区長さんなり、町内会長さんに届けていただければ有効とさせていただきまして、あと区長さん、町内会長さんにつきましては早目に、早急に役場なり合併事務局の方に1日2日ぐらいうちに届けていただければというふうに考えております。

それから、回収されましたものを集計をいたします。1月の21日に定例の協議会がございますけども、このときには集計の途中経過を中間報告という形でお示しをさせていただきたいと思います。

それから2月の12日に、そのころに会議の資料送付、事前送付をさせていただきますので、ごらんをいただきながら候補をそれぞれの委員さんが選んでいただくということで、18日の合併協議会につきましては、その中で応募の作品の一覧表の公表を、それぞれ名称ごとの応募件数などの報告をする予定にいたしております。その中で、第1次選考でそれぞれ各委員さんで2点以内を推薦をしていただき、集計をさせていただきますので、その上位3点を決定していただきますということです。

それから、3点以外のものの中から、皆さんで協議をしていただいて2点を選定することができるということですので、もし候補がなければ3点で第1次選考は終わると。もし、いい作品がありましたら、2点をまた追加していただいて、5点が第1次選考の結果で残るといふうなことになります。

それで、次の3月の17日の協議会で2次選考ということで、それぞれ各委員が1点を

推薦していただきまして最後の1点に絞っていただいて、その1点を協議会の中で協議を
いただいて、新町の名称を決定していただくというふうなことにしております。

それから、49ページ、50ページには、募集のチラシを掲げてございます。49ペー
ジには募集内容を掲げてございますし、50ページ、いわゆるこれ右、左に分かれており
ますけども、実際のチラシは裏表の印刷にしたいと思っております。50ページの裏の方に、
裏といいますか、このチラシの裏に最高1人2点ずつを書いていただくように、そこに区
分けとして二重線で2点ごとにしております。この用紙を上下のりで張っていただいて、
それぞれ区長さんなり、役場なり、合併事務局の方に届けていただくというふうなこと。
また、ファクスなりメールでも応募いただけますし、ホームページでも応募できるという
ふうなことにしておりますので、応募をしていただきたいというふうに思っております。

以上で提案の説明を終わらせていただきます。

松元議長 ただいま説明は終わりました。

この件につきまして質疑を受けます。

中井祥三委員。

中井(祥)委員 進め方については、私としては何も申し上げるあれはございませんが、
これ選定の流れですね、やっぱり事務的にこれだけの時日を要するという事なんですか。
もっと早い時期に処理ができるというようなことにはなりませんか。

松元議長 事務局長。

阪本事務局長 流れでございますけども、ここで前回、5町のときに3,220件程度
の募集があったわけでございますけども、やはり集計に1カ月を要しました。今回、5町
のときの2町の応募者数が約1,500件ほどございます。そういった中で、13日の締
め切りで1月21日、約1週間では、ちょっと集計自体が間に合わんじやないかなという
ふうに考えております。縮めるとしたらそこだけなんでございますけども、あとの部分で
はそれぞれの定例の協議会ということでもありますので、定例の協議会じゃなしに臨時の協
議会をとということであれば、それは幾分かは短縮はできると思っておりますけども、それとあと
1次選考と2次選考と分けてございますけども、それを協議の中で1次選考だけでもう全
部その日に決めてもいいというふうな決定をいただくなら、またそれはそれで結構かと思
います。以上でございます。

松元議長 ただいま日程について意見があって答弁のあったところですが、この件、日
程につきまして。

岡田委員。

岡田委員 温泉町の岡田でございます。私もこの流れの中で、やっぱりこんだけ長い期間というのは短くしてほしいなというふうに思います。特にやはりこれまでいろんな合併協議の中で、一番よく議論を闘わせて、そして最後にいろんな形になってきておるといのは、やっぱり庁舎なり名称だというふうに思いますので、これに余り遅くまで日程を費やしますと、肝心なまちづくり計画ということに持っていけないというふうに思いますので、やはりこの期間については、先ほど局長の方がおっしゃいましたけれども、臨時的協議会でも開いていただいて、やっぱり早くその名称なりを決める努力をしていただくことがいいのではないだろうかというふうに私思いますので、意見として申し上げます。

松元議長 ほかに、日程について御意見ございますか。

田中董委員。

田中（董）委員 座ったままで失礼します。私もこの町名というものはやはり大事ですし、早く決めた方がいいと。そして、やはり庁舎の位置、これらも余り時間を延ばして決定をすべきじゃないと。やはり2町ですから、今までのような5町の轍だけは絶対に踏まないということの中で、早くこれらはやはり先に進めるべきだと思いますが、それらはどうですか、やはり事務局の方は非常に難しいんですか。

松元議長 事務局、答弁お願いします。

阪本事務局長 集計ができましたら、あとの集計の事務処理の部分については物理的なことでございますので、ちょっとこれは短縮難しいとは思いますが、あとのことにつきましては臨時会なり、1回で決定するということにつきましては、皆さん方で御協議をいただきながらやっていただきたいというふうに思います。臨時会につきましては、1月の、例えば終わりか、2月の初めごろに、1月21日と2月18日の中間に臨時会を開いてというふうなことも可能だというふうに思います。その辺のところは、また幹事会の方と協議をしていただきながら、臨時会の方がいいのかどうか、また決めていただきたいというふうに思います。以上でございます。

松元議長 今、位置についても早めるようにということでもありますんで、幹事会の提案が早く提案できるかどうかという先ほどの、それもあわせて臨時会でもということでもいいですか、そのあれの範囲を。

局長。

阪本事務局長 庁舎につきましても、幹事会の中で協議をさせていただきながら、極力、

皆さんの御意向に沿うように努力させていただきたいというふうに思います。以上でございます。

松元議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、きょうの意見の中では、この選定の流れについて日程を早めるということが皆さんで御討議いただきました。その後については、あと問題点なければこのまま継続としたいと思いますが、御了解いただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 はい。それでは、ただいまのとおりで、この件も継続審議とさせていただきます。御了解ありがとうございます。

次に、次回協議会開催日程についてを事務局から説明いたします。

事務局長。

阪本事務局長 表紙の裏をごらんいただきたいと思います。第4回協議会の開催について。日時でございますけども、平成16年の1月21日水曜日、午後1時半からとさせていただきます。場所につきましては温泉町の夢ホールでございます。

協議事項につきましては、今の予定といたしまして、地方税の取り扱いについて、それから一般職の職員の身分の取り扱いについて、特別職の身分の取り扱いについて、それと新町の建設計画（その2）についてということで、提案をさせていただきます。今の協議の中にありました名称の関係につきましても、集計が早くできましたら、このときに提案させていただくかもわからんということで、ちょっとお願いしたいというふうに思います。以上でございます。

松元議長 ただいま説明がありました、この件につきまして質疑がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 このほかにつきましても、皆さんの方で御意見ございませんか。

事務局長。

阪本事務局長 失礼します。前回の電算システムの統合業務の契約につきまして御意見がございましたので、この場をおかりさせていただきまして報告させていただきます。

電算システムの契約につきましては、平成17年の3月1日合併の目標期日までに実施しておかなくてはならない電算システムの統合業務につきましては、2町の覚書により、浜坂町長が12月12日付で契約いたしております。契約の委託料は1億8,585万円

で、平成15年度から17年度までの3年契約となっております。契約の相手方は株式会社ケーケーシー情報システムでございます。なお、合併の日以後に稼働させるシステムの統合業務につきましては、新町になってからの事業となりますが、事業費は約2億円程度を予定をいたしております。

それと、もう1点でございますけども、支援地域の指定についてでございます。この件につきましては、12月16日付をもちまして県知事に申請をいたしております。県では1月9日に政策会議を開催し、決定される予定でございます。また、あわせまして、但馬県民局長の顧問の就任の件につきましても、御承諾いただきましたら2町の町長の協議書を変更いたしまして、次の1月の協議会にはこの案件を御報告いたしたいと思っておりますし、但馬県民局長の出席の案内も、次回の1月の分からさせていただきたいというふうに思っております。この支援地域に指定されますと、合併推進事業債の活用ができますし、特に県におきましても合併特例債の2分の1の範囲内で、合併区域内の県の事業に対してこの合併推進債が適用されるということになります。

以上、2件を報告させていただきました。

済みません。今の報告の中で、契約の日が12月12日と申し上げましたけど、11日の方に訂正をお願いいたします。

松元議長 ただいまの報告について質疑ありましたら、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは最後に、閉会のあいさつを馬場副会長より願いたいと思っております。

馬場副会長 それでは、閉会のごあいさつ申し上げます。

俗に言われます、「まだはもうなり、もうはまだなり」ということで、住民の皆さんの合併にける思いはそれぞれいろんな思いがあるかと思いますが、先ほど浜坂町の小林委員の方でこんなお話をいただきました。ティーショットを打ってフェアウエーは確実にキープをしてると。打数が少し多くなりましても、無事このカップインを目指してまいりたいというふうに思うところであります。決してOBですとかトラブルのないように、それぞれ互譲の精神でこれからも協議を重ねさせていただきたいと思うところであります。大変御多忙の中を、また年末何かと気ぜわしい中を丸上先生を初め、県民局の山崎参事、今井課長におかれましても、本当にありがとうございました。傍聴の皆さん方も長時間、大変御苦労さまでした。

平成15年最後の会となりましたが、来るべき新しい年がこの浜坂町、温泉町にとりま

してよりよい年となりますことを心より御期待、御祈念を申し上げまして、この第3回の合併協議会を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

松元議長　これで第3回協議会を閉会いたします。御苦労さまでございました。